

## 二宮ブランド商品認定の経過（平成 21 年度～平成 25 年度）

- 平成 21 年 6 月 1 日 二宮ブランド推進協議会設置  
(資料 1)二宮ブランド推進協議会規約  
(資料 2)二宮ブランド推進協議会委員名簿
- 平成 22 年 6 月 15 日 二宮ブランド認定審査会設置  
(資料 3)二宮ブランド認定審査会設置要綱  
(資料 4)二宮ブランド認定要領  
(資料 5)二宮ブランド認定品（申請品）評価項目  
(資料 6)二宮ブランド認定審査会委員名簿  
(資料 7)二宮ブランド推進協議会規約（一部改正）
- 平成 22 年 8 月 18 日 平成 22 年度第 1 回二宮ブランド認定審査会開催  
\* 第 1 期二宮ブランド認定商品審査
- 平成 22 年 8 月 25 日 平成 22 年度第 2 回二宮ブランド推進協議会開催  
\* 第 1 期二宮ブランド認定商品(7 品目・9 種類)決定  
(別紙 1)二宮ブランド認定商品一覧表
- 平成 23 年 3 月 8 日 平成 22 年度第 2 回二宮ブランド認定審査会開催  
\* 第 2 期二宮ブランド認定商品審査
- 平成 23 年 3 月 29 日 平成 22 年度第 4 回二宮ブランド推進協議会開催  
\* 第 2 期二宮ブランド認定商品(6 品目・13 種類)決定  
(別紙 1)二宮ブランド認定商品一覧表
- 平成 23 年 11 月 18 日 平成 23 年度第 1 回二宮ブランド認定審査会開催  
\* 第 3 期二宮ブランド認定審査
- 平成 23 年 11 月 18 日 平成 23 年度第 1 回二宮ブランド推進協議会開催  
\* 第 3 期二宮ブランド認定商品(14 品目・17 種類)決定  
(別紙 1)二宮ブランド認定商品一覧表  
(資料 8)二宮ブランド推進協議会委員兼認定審査会委員名簿  
(資料 9)二宮ブランド認定要領（一部改訂）  
(資料 10)二宮ブランド認定品(申請品)評価項目（一部改正）
- 平成 24 年 11 月 19 日 平成 24 年度第 1 回二宮ブランド認定審査会開催  
\* 第 4 期二宮ブランド認定審査
- 平成 24 年 11 月 19 日 平成 24 年度第 2 回二宮ブランド推進協議会開催  
\* 第 4 期二宮ブランド認定商品(11 品目・12 種類)決定  
(別紙 1)二宮ブランド認定商品一覧表  
(別紙 2) 二宮ブランド認定取り下げ商品一覧  
(資料 11)二宮ブランド推進協議会委員兼認定審査会委員名簿
- 平成 25 年 8 月 5 日 平成 25 年度第 1 回二宮ブランド推進協議会開催  
(資料 12) 二宮ブランド推進協議会委員名簿

- 平成 25 年 9 月 20 日 平成 25 年度第 2 回二宮ブランド推進協議会開催  
(資料 13) 二宮ブランド推進協議会規約(一部改訂)  
(資料 14) 二宮ブランド認定審査会設置要綱(一部改訂)  
(資料 15) 二宮ブランド認定要領(一部改訂)
- 平成 25 年 10 月 9 日 平成 25 年度第 1 回二宮ブランド認定審査会開催  
\* 第 5 期二宮ブランド認定商品審査  
\* 第 1 期・第 2 期二宮ブランド認定品継続審査
- 平成 25 年 10 月 11 日 平成 25 年度第 3 回二宮ブランド推進協議会開催  
\* 第 5 期二宮ブランド認定商品(1 品目・1 種類)決定  
\* 第 1 期・第 2 期二宮ブランド継続認定決定(12 品目・19 種類)  
(別紙 1) 二宮ブランド認定商品一覧表  
(別紙 2) 二宮ブランド認定取り下げ商品一覧

## 二宮ブランド認定商品一覧

平成26年3月31日現在

※価格は認定審査の価格です。

第1期認定商品は、次の7品目・9種類です。					
品 目		種 類		製造・販売業者	価格（税込）
1	二宮の原木しいたけ	1	(丸ごと醤油漬)	㈱かねきち	400円
		2	(丸ごと味噌漬)		400円
		3	(丸ごとワイン漬)		400円
2	今宵はたまねぎワイン漬	4			500円
3	たまねぎドレッシング	5	(かろやかフレンチ)		300円
4	瀬の海さばの棒寿司	6		京の味 圓山	1,300円
5	(完全無添加) みかピーナ	7	(おひさまの恵み)	(無添加パン) むーにゃん	250円
6	塩バターピーナッツサブレ	8		㈱サン・マロー	80円
7	ピーナッツフィナンシェ	9			140円

第2期認定商品は、次の6品目・13種類です。					
品 目		種 類		製造・販売業者	価格（税込）
8	湘南二宮みかんロール	10		芦の屋	210円
9	吾妻山米粉リング	11	(抹茶)		150円
		12	(さつまいも)		150円
		13	(紅茶)		150円
		14	(二宮みかん)		150円
10	ガラスのうさぎ最中	15	(茶：つぶしあん)	みせ吉	110円
		16	(ピンク：こしあん)		110円
		17	(白：しろあん)		110円
11	豆 姿	18		せんべいのわたなべ	315円
12	花 盛	19	(塩味)		300円
		20	(塩なし)		300円
13	落 花 糖	21	(白)	渡邊商店	693円
		22	(黒)		693円

**第3期認定商品は、次の14品目・17種類です。**

品目	種類	製造・販売業者	価格(税込)
14	椎茸昆布醤油セット	ヤマニ醤油(株)	1,050円
15	クマカロン	24 (ショコラ)	140円
		25 (フランボワーズ)	140円
16	二宮漁場特製アンチョビ	(有)二宮漁場	1,000円
17	五目豆	(有)越文	525円
18	落花生の煮豆		525円
19	六花生		525円
20	ガラスのうさぎ饅頭	みせ吉	110円
21	湘南の地酒「長寿の里」	(有)森酒店	1升2,300円
22	湘南美人こんぶしょうゆ	ヤマニ醤油(株)	609円
23	手造り刺身しょうゆ		680円
24	ティッシュ入れ(吾妻山物語)	千葉木彫	1,500円
25	ミニ鏡(吾妻山物語)		750円
26	長寿最中	36 (茶:つぶしあん)	160円
	〃	37 (ピンク:柚子あん)	160円
	〃	38 (白:抹茶あん)	160円
27	ピーナッツサブレ	(株)田中屋	105円

**第4期認定商品は、次の11品目・12種類です。**

品目	種類	製造・販売業者	価格(税込)	
28	花ふぶき	(株)田邊	500円	
29	ふんわり真いわし削り		300円	
30	菜の花カレーマフィン	MUFFINMUFFIN	230円	
31	メランジェ	(無添加パン) むーにゃん	300円	
32	菜の花あんぱん		160円	
33	小さな幸せ	芦の屋	210円	
34	落花生・塩味付	豆友	798円	
			35	落花生糖
48 黒	756円			
36	落花生の甘納豆		49	693円
37	落花生・味付け(手むき)		(株)田中屋	840円
38	落花生・さや付	51		714円

第5期認定商品は、次の1品目・1種類です。

品 目		種 類		製造・販売業者	価格（税込）
39	湘南二宮オリーブ エキストラ・バージン・オリーブ オイル	51		株式会社ユニバーサル農場	3500円

## 別紙2

## 二宮ブランド認定取り下げ商品一覧

平成25年3月31日現在

取り下げ日	品 目		種 類		製造・販売業者	認定期間	事由
H24.11	2 4	ティッシュ入れ（吾妻山物語）	3 4		千葉木彫	第3期認定	廃業
H24.11	2 5	ミニ鏡（吾妻山物語）	3 5			第3期認定	廃業
H25.10	1	二宮の原木しいたけ	1	（丸ごと醤油漬）	㈱かねきち	第1期認定	認定期間終了
H25.10			2	（丸ごと味噌漬）		第1期認定	認定期間終了
H25.10			3	（丸ごとワイン漬）		第1期認定	認定期間終了
H25.10	1 4	椎茸昆布醤油セット	2 3		ヤマニ醤油㈱	第3期認定	生産終了

## 二宮ブランド推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、二宮ブランド推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、二宮ブランド戦略（平成21年3月策定）を基本として、二宮町の地域資源を最大限に活用し、「二宮ブランド」の確立による町のイメージアップと産業振興を図ることにより、町経済の活性化をめざすことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 二宮イメージアップ戦略に関すること。
- (2) 特産品パワーアップ戦略に関すること。
- (3) 観光交流レベルアップ戦略に関すること。
- (4) その他、本会の目的達成のために必要な事項。

(組織)

第4条 本町の産業に関わる事業所、関係団体・機関及び一般町民の中から、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員及び職務)

第6条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の中から互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の開催)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、二宮ブランド推進のため、次のとおり専門部会を置くことができる。

- (1) イメージアップ部会
- (2) ものづくり部会
- (3) 観光交流部会
- (4) その他、会長が必要と認めた部会

2 専門部会には、部会ごとに部会長及び副部長各1名を置く。

3 前項の部会長及び副部会長は、協議会委員の中から選任する。

4 専門部会は部会長が招集する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、二宮町都市経済部経済課において処理をする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

## 二宮ブランド推進協議会委員名簿

No.	氏名	所属団体・機関等名
1	澁澤 紘之	一般
2	武井 健一	二宮町商工会
3	井上 良光	二宮町園芸協会
4	湯山 師英	湘南農業協同組合二宮町支所
5	沢村 孝一	湘南農業協同組合経済センター 営農販売課
6	美濃島 登	二宮町漁業協同組合
7	徳江 好春	有限会社 二宮漁場
8	井上 晴美	神奈川県湘南地域県政総合センター 農政部地域農政推進課
9	森 秋義	神奈川県湘南地域県政総合センター 商工労働部商工観光課
10	高橋 恭一	神奈川県農業技術センター 普及指導部作物加工課
11	田中 敏雄	二宮町商工会地場産業振興協議会
12	工藤 行雄	二宮町商店連合協同組合
13	伊藤 泰行	かねきち(株)
14	足助 悦	二宮町観光協会事務局長
15	松本 篤子	グリーンにのみやプロジェクト
16	大城 英行	グリーンにのみやプロジェクト(観光ボランティアにのみや)
17	片岡 健二	湘南二宮ITクラブ



## 二宮ブランド認定審査会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、二宮ブランド認定審査会（以下、「審査会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、二宮ブランド推進協議会規約第9条に基づき、二宮ブランドの認定審査を行うことを目的として設置する。

(所掌事項)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、二宮ブランド認定要領に基づき、二宮ブランドの認定に関し必要な事項の審査を行う。

(組織)

第4条 本町の産業に関わる事業所、関係団体・機関及び一般町民の中から、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員及び職務)

第6条 審査会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長は、二宮ブランド推進協議会会長とし、副委員長は、委員の中から互選により選出する。

3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の開催)

第7条 審査会の会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の専門家の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、二宮町都市経済部経済課において処理をする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 二宮ブランド認定要領

(目的)

第1条 この要領は、二宮ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）規約及び二宮ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）設置要綱に基づき、二宮町の地域資源を活用した商品を「二宮ブランド」として認定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(基準)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、同項の基準を満たすものをいう。

(1) 商品 地域資源を活用した「健康長寿の里 二宮」のイメージにふさわしいものであって、販売を目的として二宮町内で生産もしくは加工された飲食料品またはメニューのうち、次のいずれかに該当するものをいう。

1. 健康増進の食に関する二宮の地場産品「①みかん②たまねぎ③落花生④しいたけ⑤水産物」を活用して開発された商品。
2. 二宮の特産品とすることを目的として開発された商品。（上記①～⑤の地場産品を活用していない商品も可）
3. 気候温暖な二宮を象徴する日本一の早咲き「菜の花」をテーマに開発された商品。
4. 飲食店等のメニューで、健康長寿の里二宮や、二宮の観光資源等にちなんだテーマで開発されたもの。

(2) 事業者 食品製造業または食品加工業もしくは飲食店を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体であって、町内に本社又は主たる事業所を有する者をいう。

(3) 認定 事業者からの申請に基づき、協議会が「二宮ブランド」として認定することをいい、認定品とは、認定された商品をいう。

(認定申請者の資格)

第3条 認定の申請を行う者は、次の要件に該当する者でなければならない。

(1) 第2条第2項に規定する事業者であること。

(2) 食品の製造又は加工について、関係する法令及び条例による許可、認可又は届出の必要がある場合において、これらの許認可を受けた者もしくは届出を済ませた者であること。

(評価項目)

第4条 認定に関する評価項目は、別表1のとおりとする。

(認定申請)

第5条 認定を受けようとする者は、第1号様式により認定の申請を行うものとし、協議会は、一定の期間を定め、これを受理するものとする。

(認定の決定)

第6条 前条の規定による申請を受理した場合において、協議会は審査を審査会に付託し、審査会は、第4条の規定に基づく審査を実施し、その結果を第2号様式により協議会に報告する。

2 協議会は、審査会から審査結果の報告を受けたのち、協議会において協議を行い、認定を決定する。

(認定の表示)

第7条 前条の規定により認定を受けた事業者は、店頭にて二宮ブランド認定証（第3号様式）を表示し、認定品、包装、容器、啓発品等に二宮ブランド認定ラベル（第4号様式）を表示することができる。

(認定の取り消し)

第8条 協議会は、第6条の規程により認定を受けた事業者もしくは商品が、次の各号に該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

(1) 第3条もしくは第4条の要件を満たさないと認められるとき。

(2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(3) 二宮ブランドのイメージに悪影響を及ぼすと認められるとき、又は、制度の運用に支障を及ぼす行為があったとき。

2 認定の取り消しは、審査会での審査を経て、協議会が決定する。

3 前項の取り消しを受けた事業者は、直ちに二宮ブランド認定証及び二宮ブランド認定ラベルを協議会に返還しなければならない。

4 協議会は、認定を取り消したときは、その対象となる認定品及び事業者を公表することができる。

(認定された事業者の責務)

第9条 認定を受けた事業者は、この要領の規程を誠実に遵守するとともに、次の各号について、留意しなければならない。

(1) 認定品の生産、製造及び販売を通じて積極的に二宮町のPRやイメージ向上に努めること。

(2) 認定品の販路開拓及び確保に努め、出荷量、流通量、消費動向の把握に努めること。

(3) 認定品の計画的な製造、提供及び適正な品質管理並びに関係書類の保管に努めること。

2 認定品に係る事故又は苦情が発生したときは、認定を受けた事業者がその一切の責任を負うものとし、解決に向けて誠実に対処しなければならない。

3 事業者は、前項の事故又は苦情について、特に重大であると認めるときは、直ちにこれを協議会へ報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成22年6月15日から施行する。

## 二宮ブランド認定品《申請品》評価項目

※ 評価の高い順に 5 点・4 点・3 点・2 点・1 点にて評価する。

① イメージ	二宮町のイメージアップにつながるものか。
② 独自性	他に同類の商品が普及しておらず、オリジナリティのあるものか。
③ 見た目	見た目は商品のイメージや特徴が表現されており、インパクトのあるものか。
④ 味	味は二宮ブランド認定品として推奨できるものか。
⑤ 話題性	新しい需要を喚起できるものか。
⑥ 健康増進	アンチエイジング(健康増進)への効果があるか。
⑦ 価格	価格は付加価値を含め適正なものか。

### 【認定審査会】

事業者 出席させない

#### 審査会

- ・ 審査委員の過半数の出席で審査会を成立させる。
- ・ 各項目 5 点を満点として、以下の基準により採点する。  
5 点＝非常に良い 4 点＝良い 3 点＝ふつう 2 点＝悪い 1 点＝非常に悪い
- ・ 各項目の採点は、審査委員ごとに採点して平均点を算出する。
- ・ 採点以外に特筆すべき点や改善要望事項を、『特記事項』としてまとめる。

### 【推進協議会】

事業者 出席させない

#### 協議会

- ・ 審査会の採点結果と特記事項を確認し、以下のとおり認定または保留を決定する。  
合計 35 点満点中、  
25 点以上 ⇒ 無条件で認定とする。  
ただし、認定審査会で出た改善点等の意見は伝える。  
21～24 点 ⇒ 改善点を提示し、条件つきで認定する。  
20 点以下 ⇒ 改善点を提示し保留とする。
- ・ 保留扱いの場合、改善後、2 月の第 2 期認定審査において再度、認定審査をおこなう。

## 二宮ブランド認定審査会委員名簿

No.	氏名	所属団体・機関等名
1	澁澤 紘之	二宮ブランド推進協議会 会長
2	武井 健一	二宮町商工会 副会長
3	工藤 行雄	二宮町商店連合協同組合 理事長
4	沢村 孝一	湘南農業協同組合経済センター 営農販売課長
5	美濃島 登	二宮町漁業協同組合 組合長
6	足助 悦	二宮町観光協会 事務局長
7	仲沢 阿喜子	二宮町食改善推進団体 前代表
8	佐瀬 寿子	ヤオハン二宮店 店長
9	豊島 達矢	ユータカラヤ二宮店 統括店長
10	原 靖	フードプロデューサー

## 二宮ブランド推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、二宮ブランド推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、二宮ブランド戦略（平成21年3月策定）を基本として、二宮町の地域資源を最大限に活用し、「二宮ブランド」の確立による町のイメージアップと産業振興を図ることにより、町経済の活性化をめざすことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 二宮イメージアップ戦略に関すること。
- (2) 特産品パワーアップ戦略に関すること。
- (3) 観光交流レベルアップ戦略に関すること。
- (4) 「二宮ブランド」の認定に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項。

(組織)

第4条 本町の産業に関わる事業所、関係団体・機関及び一般町民の中から、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員及び職務)

第6条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の中から互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の開催)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(運営機関の設置)

第8条 協議会は、二宮ブランド推進のため、必要に応じ専門部会を設置することができる。

(審査機関の設置)

第9条 二宮ブランドの認定に関し必要な事項の審査を行うため、二宮ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の設置に関する要綱は、別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、二宮町都市経済部経済課において処理をする。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月15日から施行する。

## 資料8

## 平成23年度二宮ブランド推進協議会委員兼二宮ブランド認定審査会委員名簿

No.	氏名	所属団体・機関等名
1	武井健一	二宮町商工会
2	工藤行雄	二宮町商店連合協同組合
3	澁澤紘之	二宮ブランド推進協議会
4	沢村孝一	湘南農業協同組合経済センター 営農販売課長
5	美濃島登	二宮町漁業協同組合
6	関野勝治	二宮工業団地協同組合
7	田中敏雄	二宮町商工会地場産業協議会
8	大河原隆史	二宮町商工会青年部
9	脇須美子	二宮町商工会女性部
10	伊藤泰行	かねきち株式会社
11	柏木博	二宮町観光協会
12	松本篤子	グリーンにのみやプロジェクト
13	佐瀬寿子	マックスバリュートーヨー東海二宮店
14	三井智佐子	(株)ロピア二宮店

## 二宮ブランド認定要領

(目的)

第1条 この要領は、二宮ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）規約及び二宮ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）設置要綱に基づき、二宮町の地域資源を活用した商品を「二宮ブランド」として認定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各項の定めるところによる。

- (1) 商品 地域資源を活用した二宮町のイメージにふさわしいものであって、販売を目的として生産、製造又は加工された商品をいう。
- (2) 事業者 前号の商品を販売することを業とする者をいう。
- (3) 認定 事業者からの申請に基づき、協議会が「二宮ブランド」として認定することをいい、認定品とは、認定された商品をいう。

(認定申請者の資格)

第3条 認定の申請を行う者は、次の要件に該当する者でなければならない。

- (1) 第2条第2項に規定する事業者であること。
- (2) 商品の生産又は加工について、関係する法令及び条例による許可、認可又は届出の必要がある場合において、これらの許認可を受けた者もしくは届出を済ませた者であること。

(認定申請)

第4条 認定を受けようとする者は、第1号様式により認定の申請を行うものとし、協議会は、一定の期間を定め、これを受理するものとする。

(認定の決定)

第5条 前条の規定による申請があった場合において、協議会は審査を審査会に付託し、審査会は、第3項の規定に基づく審査を実施し、その結果を第2号様式により協議会に報告する。

- 2 協議会は、審査会から審査結果の報告を受けたのち、協議会において協議を行い、認定を決定する。
- 3 認定に関する評価項目は、別表1のとおりとする。
- 4 認定期間は、第2項による決定後3年間とし、認定後3年間を経過する商品については、協議会において継続認定の適否を協議し、決定する。

(認定の表示)

第6条 前条の規定により認定を受けた事業者は、店頭にて二宮ブランド認定証（第3号様式）を表示し、認定品、包装、容器、啓発品等に二宮ブランド認定ラベル（第4号様式）を表示することができる。

(認定の取り消し)

第7条 協議会は、第6条の規程により認定を受けた事業者もしくは商品が、次の各号に該当する場合は、その認定を取り消すことができる。

- (1) 認定の要件に適合しなくなったとき。
  - (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
  - (3) 二宮ブランドのイメージに悪影響を及ぼすと認められるとき、又は、制度の運用に支障を及ぼす行為があったとき。
  - (4) 認定商品の販売を中止したとき。
- 2 認定の取り消しは、審査会での審査を経て、協議会が決定する。



3 前項の取り消しを受けた事業者は、直ちに二宮ブランド認定証及び二宮ブランド認定ラベルを協議会に返還しなければならない。

4 協議会は、認定を取り消したときは、その対象となる認定品及び事業者を公表することができる。  
(認定された事業者の責務)

第8条 認定を受けた事業者は、この要領の規程を誠実に遵守するとともに、次の各号について、留意しなければならない。

(1) 認定品の生産、製造及び販売を通じて積極的に二宮町のPRやイメージ向上に努めること。

(2) 認定品の販路開拓及び確保に努め、出荷量、流通量、消費動向の把握に努めること。

(3) 認定品の計画的な製造、提供及び適正な品質管理並びに関係書類の保管に努めること。

2 認定品に係る事故又は苦情が発生したときは、認定を受けた事業者がその一切の責任を負うものとし、解決に向けて誠実に対処しなければならない。

3 事業者は、前項の事故又は苦情について、特に重大であると認めるときは、直ちにこれを協議会へ報告しなければならない。

#### 附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成23年10月20日から施行する。

(別表 1)

**二宮ブランド認定品《申請品》評価項目**

① 地域性への こだわり	二宮町の産物、自然、文化、伝統、芸術、技術などを適切に選択し、その特徴を生かしているか。
② 独自性	他の模倣ではなく、個性あるアイデアやネーミング、味わいが感じられるか。
③ 美味しさ デザイン性 機能性	(食品)色・形・香り・食味は優れているか  (その他)優れたデザイン性、用途に合った機能性、商品内容と外観との調和、使いやすさなどを備えているか。
④ 信頼性	品質が高く、自信をもって消費者に勧められるか。
⑤ 市場性	適正な価格設定がなされ、継続的・安定的に供給できるか。

- (1) 審査の採点は、10点満点で行う。  
(2) 平均点が7点以上のものを採用する

## 資料11

## 平成24年度二宮ブランド推進協議会委員兼二宮ブランド認定審査会委員名簿

No.	氏名	所属団体・機関等名
1	武井健一	二宮町商工会
2	工藤行雄	二宮町商店連合協同組合
3	澁澤紘之	二宮ブランド推進協議会
4	沢村孝一	湘南農業協同組合経済センター 営農販売課長
5	美濃島登	二宮町漁業協同組合
6	関野勝治	二宮工業団地協同組合
7	田中敏雄	二宮町商工会地場産業協議会
8	大河原隆史	二宮町商工会青年部
9	脇須美子	二宮町商工会女性部
10	伊藤泰行	かねきち株式会社
11	柏木博	二宮町観光協会
12	松本篤子	グリーンにのみやプロジェクト
13	露木美晴	マックスバリュートー東海二宮店
14	三井智佐子	(株)ロピア二宮店

## 平成25年度二宮ブランド推進協議会委員兼二宮ブランド認定審査会委員名簿

敬称略

No.	氏名	所属団体・機関等名
1	田邊 邦良	株式会社田邊
2	伊藤 泰行	株式会社かねきち
3	田中 敏雄	株式会社田中屋
4	宮戸 貞夫	ヤマニ醤油株式会社
5	芦川 孝幸	芦の屋
6	内山 若菜	京の味圓山
7	徳江 好春	二宮町漁業協同組合
8	中野 雄一	湘南農業協同組合 営農経済部 営農販売課長
9	松本 篤子	グリーンにのみやプロジェクト
10	石井 久喜	はなまる農園 代表
11	露木 美晴	マックスバリュ東海株式会社 マックスバリュ二宮店 店長
12	柏木 博	二宮町観光協会事務局長
13	渡辺 康司	二宮町都市経済部長

## 二宮ブランド推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、二宮ブランド推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、二宮ブランド戦略（平成21年3月策定）を基本として、二宮町の地域資源を最大限に活用し、「二宮ブランド」の確立による町のイメージアップと産業振興を図ることにより、町経済の活性化をめざすことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 二宮イメージアップ戦略に関すること。
- (2) 特産品パワーアップ戦略に関すること。
- (3) 観光交流レベルアップ戦略に関すること。
- (4) 「二宮ブランド」の認定に関すること。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項。

(組織)

第4条 本町の産業に関わる事業所、関係団体・機関及び一般町民の中から、本会の目的に賛同する者をもって構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員及び職務)

第6条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の中から互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の開催)

第7条 協議会の会議は会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(運営機関の設置)

第8条 協議会は、二宮ブランド推進のため、必要に応じ専門部会を設置することができる。

(審査機関の設置)

第9条 二宮ブランドの認定に関し必要な事項の審査を行うため、二宮ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 本会委員の中から、審査担当委員2名を選任し、審査会の委員長及び副委員長となる。ただし商品の認定審査を受ける事業所及びその直接関係者、または認定商品を扱っている事業所及びその直接関係者は委員の資格を持たない。

3 審査会の設置に関する要綱は、別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、二宮町都市経済部産業振興課において処理をする。

(委任)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 20 日から施行する。

## 二宮ブランド認定審査会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、二宮ブランド認定審査会（以下、「審査会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、二宮ブランド推進協議会規約第9条に基づき、二宮ブランドの認定審査を行うことを目的として設置する。

(所掌事項)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、二宮ブランド認定要領に基づき、二宮ブランドの認定に関し必要な事項の審査を行う。

(組織)

第4条 本町の産業に関わる事業所、関係団体・機関及び一般町民の中から、本会の目的に賛同する者をもって構成する。ただし、商品の認定審査を受ける事業所及びその直接関係者、または認定商品を扱っている事業所及びその直接関係者は委員の資格を持たない。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員及び職務)

第6条 審査会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、二宮ブランド推進協議会規約第9条第2項により選任された者とする。

3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の開催)

第7条 審査会の会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の専門家の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、二宮町都市経済部産業振興課において処理をする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

## 二宮ブランド認定要領

(目的)

第1条 この要領は、二宮ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）規約及び二宮ブランド認定審査会（以下「審査会」という。）設置要綱に基づき、二宮町の地域資源を活用した商品を「二宮ブランド」として認定するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各項の定めるところによる。

- (1) 商品 地域資源を活用した二宮町のイメージにふさわしいものであって、販売を目的として生産、製造又は加工された商品をいう。
- (2) 事業者 前号の商品を販売することを業とする者をいう。
- (3) 認定 事業者からの申請に基づき、協議会が「二宮ブランド」として認定することをいい、認定品とは、認定された商品をいう。

(認定申請者の資格)

第3条 認定の申請を行う者は、次の要件に該当する者でなければならない。

- (1) 第2条第2項に規定する事業者であること。
- (2) 商品の生産又は加工について、関係する法令及び条例による許可、認可又は届出の必要がある場合において、これらの許認可を受けた者もしくは届出を済ませた者であること。

(認定申請)

第4条 認定を受けようとする者は、第1号様式または第6号様式により認定の申請を行うものとし、協議会は、一定の期間を定め、これを受理するものとする。

(認定の決定)

第5条 前条の規定による申請があった場合において、協議会は審査を審査会に付託し、審査会は、第3項の規定に基づく審査及び協議を実施し、認定基準の合致を判定する。

- 2 前項の結果については、第2号様式により協議会に報告及び認定の承認依頼をする。
- 3 協議会は、審査会から審査結果の報告を受けたのち、協議会において協議を行い、認定を承認する。
- 4 認定に関する評価項目は、別表1のとおりとする。
- 5 認定期間は、第1項による決定後3年間とし、認定後3年間を経過する商品については、審査会において継続認定の可否を審査及び協議し、判定する。

(認定の表示)

第6条 前条の規定により認定を受けた事業者は、店頭にて二宮ブランド認定証（第3号様式）を表示し、認定品、包装、容器、啓発品等に二宮ブランド認定ラベル（第4号様式）を表示することができる。

(認定の取り消し)

第7条 協議会は、第6条の規程により認定を受けた事業者もしくは商品が、次の各号に該当する場合は、その認定の取り消し審査を審査会に請求できる。

- (1) 認定の要件に適合しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) 二宮ブランドのイメージに悪影響を及ぼすと認められるとき、又は、制度の運用に支障を及ぼす行為があったとき。
- (4) 認定商品の販売を中止したとき。



- 2 認定の取り消しは、審査会での審査の上判定し、その結果を協議会に報告する。
- 3 協議会は、審査会から審査結果の報告を受けたのち、協議会において協議を行い、取り消しを承認する。
- 4 前項の取り消しを受けた事業者は、直ちに二宮ブランド認定証及び二宮ブランド認定ラベルを協議会に返還しなければならない。
- 5 協議会は、認定を取り消したときは、その対象となる認定品及び事業者を公表することができる。  
(認定された事業者の責務)

第8条 認定を受けた事業者は、この要領の規程を誠実に遵守するとともに、次の各号について、留意しなければならない。

- (1) 認定品の生産、製造及び販売を通じて積極的に二宮町のPRやイメージ向上に努めること。
  - (2) 認定品の販路開拓及び確保に努め、出荷量、流通量、消費動向の把握に努めること。
  - (3) 認定品の計画的な製造、提供及び適正な品質管理並びに関係書類の保管に努めること。
- 2 認定品に係る事故又は苦情が発生したときは、認定を受けた事業者がその一切の責任を負うものとし、解決に向けて誠実に対処しなければならない。
  - 3 事業者は、前項の事故又は苦情について、特に重大であると認めるときは、直ちにこれを協議会および審査会へ報告しなければならない。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年9月20日から施行する。